

2019（平成31・令和元）年度

事業報告書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

一般社団法人 日本書籍出版協会

目 次

I 全般状況	1
1. 一般情勢	1
2. 協会活動の概況	1
II 調査・研究、普及に関する事業	2
1 消費税率軽減税率の適用要望等	2
2 知的財産権の保護および出版者の権利の確立への取り組み	2
3 再販制度の維持、流通改善の促進	4
4 出版物のデジタル化の進展への対応	5
5 文字・活字文化の振興、読書環境の整備の促進	5
6 出版の自由と責任	8
7 国際交流の推進	8
8 その他の経常的事業	10
(1) 生産・製作に関する事項	10
(2) 研修事業に関する事項	10
(3) 出版経理・税務等に関する事項	10
(4) 国語問題に関する事項	11
(5) 人事・総務等に関する事項	11
III 書籍データベースに関する事業	11
IV 協会運営に関する事業	11
1 会員状況	11
2 総会、役員会、監事による監査	12
3 委員会・部会	12
4 会員説明会	13
5 支部	14
6 会報、広報、その他の刊行物	15
7 会員向けサービス	15
8 コミュニケーション、親睦と福利の増進	15
9 関係官公庁および関係団体との連携	15
10 その他	16

I 全般状況

1 一般情勢

2019年の取次会社を経由した書籍・雑誌推定販売金額は1兆2,360億円（前年比4.3%減）となり15年連続で減少した（出版科学研究所調べ）。書籍が6,723億円（同3.8%減）、雑誌は5,637億円（同4.9%減）となり、雑誌がコミックス（単行本）の伸長で、前年に比べ減少幅を縮小した。その一方で電子出版市場は大きく成長し、紙と電子を合算した推定販売金額は、前年比0.2%増の1兆5,432億円となり前年を上回った。年明けから新型コロナウイルスの感染拡大により休業する書店が増えた。営業する書店では休校や外出自粛の影響から自宅学習や“巣ごもり”需要の高まりも見られた。雑誌協会が一部の雑誌の返品期限を延長するなど、書店支援の動きも広がっている。

2 協会活動の概況

当年度事業における特記事項としては、以下が挙げられる。

(ア)2019年10月1日の消費税率10%引き上げ時の出版物への軽減税率適用は見送りとなったが、出版界では引き続き、政府や国会議員、関係各所への働きかけや将来の実現に向けての調査研究等を行った。出版4団体は連名で11月に、出版物への軽減税率適用を求める要望書を、自民党税制調査会の甘利明会長と公明党税制調査会の西田実仁会長に提出した。

(イ)海賊版対策については、前年度に引き続き、「STOP! 海賊版キャンペーン」（第4弾）を展開するとともに正規版「ABJマーク」の周知に努めた。また、各出版社や関連団体から海賊版サイトの情報提供を受けブラックリスト化し、関係団体に提供する枠組みを設置した。11月から、文化庁では「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」において、ダウンロード違法化の法改正についての検討を行い、その結果、3月に閣議決定を経て内閣提案の著作権法改正法案として通常国会に提出された。

(ウ)著作物の教育利用に係る補償金制度の導入については、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下、「SARTRAS」）を中心に検討が進められ、出版界はその構成団体のひとつとして、出版教育著作権協議会（以下、「出著協」）が意見を取りまとめ、積極的に提言等を行った。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の休校を受けて、補償金制度を2020年度に限り補償金ゼロ円で開始することとしたいとのSARTRASの提案に対し、出著協では次年度以降に本来の補償金制度の運用が適切に行われること等を条件としてSARTRASの方針を了承した。

(エ)再販制度の維持と流通改善の推進に関しては、前期に引き続き、「期間限定 謝恩価格本フェア」を2回実施し、『出版再販・流通白書 No. 22』の発行を行った。また、深刻な状況に陥っている出版輸送の現状に対して、本年度も雑誌を中心とした土曜休配日を増加させる措置が既になされており、雑誌協会と取次協会の合同プロジェクトチームに当協会はオブザーバーとして参加し、情報共有を図った。

(オ)図書館との連携については、当協会図書館委員会と公益社団法人日本図書館協会（以下、「日図協」）が、懇談会を継続して実施した。具体的な取り組みとしては、日図協主催の図書館シンポジウムへの協力、全国図書館大会への参加等を行った。また、図書館総合展においては、初めて児童書共同ブースを設置し、造本装幀コンクール受賞作品の展示を行った。

(カ)当協会の事業として『これから出る本』は継続し発行した。2019年1月に当協会のデータベース日本書籍総目録と統合した出版書誌情報データベース（日本出版インフラセンター（JPO）出版情報登録センター（JPRO）運営）は、電子書籍も含め登録されているすべての書目を掲載し、出版書誌情報のアーカイブとして機能している。また、3月からは出版販売の現場のプロへ向けて近

刊情報を総合的に提供するため Books PRO が公開された。これらへの期待から、JPRO への登録件数も充実してきている。

(キ) 第 71 回フランクフルト・ブックフェアの「日本ブース」は、昨年までの出版文化国際交流会との共同出展に代わり、当協会が初めて単独で出展取りまとめを担当し、トーハン海外事業部の協力を得て日本ナショナルブースを構築した。今回は、ブースデザインも一新し、日本の出版界をアピールして展開し、21 社が同ブース内で出展した。そのほか、ロンドン・ブックフェア、ソウル国際ブックフェア、ベトナム版權商談会等への各出版社の出展に関し、とりまとめを企画したが、新型コロナウイルスの感染拡大によって、これらのブックフェアは中止された。

重要事項や新たな問題等について、常任理事会、理事会、各種委員会で検討・対処したが、場合によっては、一般社団法人日本雑誌協会（以下、「雑協」）、一般社団法人日本出版取次協会（以下、「取協」）、日本書店商業組合連合会（以下、「日書連」）、一般社団法人日本出版インフラセンター（以下「JP0」）、一般社団法人日本電子書籍出版社協会（以下、「電書協」）、一般財団法人日本出版クラブ（以下、「出版クラブ」）等と連携し、あるいは関係諸団体と協力して打開を図った。

II 調査・研究、普及に関する事業

1 消費税軽減税率の適用要望等

2019 年 10 月 1 日の消費税率 10% 引き上げ時の出版物への軽減税率適用は見送りとなったが、出版界では引き続き、出版 4 団体で構成する出版税制対策特別委員会（相賀昌宏委員長）および軽減税率専門委員会（当協会、雑協、取協、日書連、JP0、公益社団法人読書推進運動協議会（以下「読進協」）で構成。4 月から塩見健委員長に代わり福田博章委員長）、出版広報センター（宮原博昭センター長、高橋明男事務局長）が中心となって、国会議員等、関係各所への働きかけや法制化に向けての調査研究等を行った。

11 月に、出版 4 団体は連名で、出版物への軽減税率適用を求める要望書を、自民党税制調査会の甘利明会長と公明党税制調査会の西田実仁会長に提出した。書籍・雑誌の軽減税率については、2018 年 12 月に与党が決定した『平成 31 年度税制改正大綱』に、「軽減税率制度の対象品目に関し、書籍・雑誌等について、平成 28 年度税制改正大綱に基づき、引き続き検討する」と記述されている。

2 知的財産権の保護および出版者の権利の確立への取り組み

(1) 海賊版対策

当協会等出版 9 団体（当協会、雑協、電書協、JP0、自然科学書協会、出版梓会、日本児童図書出版協会、大学出版部協会、日本楽譜出版協会）で構成する出版広報センター（宮原博昭センター長）では、海賊版対策ワーキンググループ（伊東敦座長）を中心に、海賊版サイト撲滅のため、侵害コンテンツのダウンロード違法化ならびにリーチサイト規制を含む著作権法改正に向けての広報活動と、読者への啓発・普及活動等を、著作者や著作者団体、電子書店等と連携しながら精力的に行った。

4 月からは、前年度に引き続き、「STOP！ 海賊版キャンペーン」（第 4 弾）を雑誌広告や SNS、インターネット動画で漫画キャラクターを利用して展開し、読者に対する正規版の利用の呼びかけと、正規版「ABJ マーク」の周知に努めた（2020 年 3 月時点、169 事業者、701 サービスに ABJ マーク付与）。

5 月には、海賊版サイトの拡大を抑え込むため、各出版社や関連団体から海賊版サイトの情報提供を受けブラックリスト化し、フィルタリング、広告表示抑制、刑事事件化の検討等の対策を行う諸団体に提供する枠組みを設置した。また当協会では、無料閲覧サイトを装ったフィッシング詐欺サイトに関する注意を広く呼びかけた。

7月と9月には、出版物に甚大な被害を与えた海賊版サイト「漫画村」の元運営者等の拘束・逮捕を受け、広報センター（海賊版WG）として見解・声明を公表した。

9月には、日本漫画家協会と広報センターの連名で、侵害コンテンツのダウンロード違法化およびリーチサイト規制のための法整備が適切かつ迅速になされることを要望する共同声明を公表した。

10月には、文化庁の「侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメント募集」に対して、構成出版団体を代表し広報センターが法改正を求める意見提出を行った。

11月には、文化庁が「侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会」（土肥一史座長）を設置、1月まで3回開催され、広報センターの堀内丸恵副センター長が出版界を代表して構成員として出席し、海賊版被害の実態や法改正の必要性を訴えた（伊東海賊版WG座長も参加）。同検討会は、1月に「議論のまとめ」を公表し、ダウンロード（DL）違法化とリーチサイト（LS）規制につき法改正が必要との結論では意見が一致したが、DL違法化の要件設定に関しては一部両論併記となり、LS規制に関しては親告罪にすべきとした。これを受け与党で検討が行われ、自民党知財戦略調査会（林芳正会長）では、堀内副センター長と伊東座長、漫画家協会の赤松健常務理事等に対してヒアリングを実施。検討の結果、DL違法化の対象から、「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合は除外すること」等とし、2月に萩生田光一文部科学大臣に申し入れを行った（公明党も同内容を文科大臣に提言。広報センターと漫画家協会はこの結論に賛同する声明を公表）。これにより、違法と知りながらDLを行う場合に対象を限定、スクリーンショットの適法化、軽微なものの除外、施行状況のフォローアップ等、さらにネットユーザーの懸念等に配慮する要件が入ることとなり、3月に閣議決定を経て内閣提案の著作権法改正法案として通常国会に提出された。

この他、広報センターでは、普及・啓発の一環として、電子書店等と協力しながら、通信事業者と連携しての啓発動画の公開、インターネット検索サービス事業者と連携しての啓発広告の表示、経産省、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、マンガ・アニメ海賊版対策協議会と連携しての啓発コンテンツの作成や直接的な海賊版削除事業、総務省・マルチメディア振興センターが年47万人の生徒・保護者に実施するネットリテラシー講座「e ネットキャラバン」への協力等、様々な活動を行った。

(2) 著作権法改正の動き

海賊版対策に関する法改正に関しては、(1)海賊版対策の項で述べた通り、文化庁著作権課内での検討を経て、改正法案が閣議決定され、国会に上程された。

「教育情報化に関する権利制限の拡大」については、2021年4月の著作権法第35条の補償金制度運用開始に合わせての施行が予定されていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校の休校を受けて、2020年4月に前倒して施行されることとなり、それに応じて、SARTRASでも準備が行われた（2020年4月28日に施行）。

文化庁の文化審議会著作権分科会には、井村寿人副理事長が委員として参加した。今季の審議会では、写り込みに関する権利制限規定の拡充が答申された他は、2020年の法改正に係る事項はなく、研究目的の権利制限規定、独占的ライセンスに対する差止請求権の付与等は、来年度の継続検討事項とされた。

(3) 教育利用に係る補償金制度導入への対応

著作権法第35条に新たに導入される補償金制度を円滑に運用させるための準備が、SARTRASを中心に精力的に行われ、出版界は出著協を中心としてこの問題に対応した。また、権利者団体、利用者団体、有識者によって構成される「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において、改正著作権法第35条運用指針の検討が継続して行われた。

SARTRASでは、理事会、業務進行タスクフォース、ガイドライン検討部会、分配・共通目的事業委員会（分配委員会から名称変更）等の会合が開催され、補償金規程、運用指針、分配規程等の策定に

向けた検討が行われた。また、補償金制度運用開始までの期間の SARTRAS 運営に係る費用の調達に関する検討も行われた。2020 年度の運営費については、構成 6 団体の拠出総額 4,500 万円のうち出著協は 800 万円を負担することとなり、当協会は 325 万円（通常年会費分 25 万円を含む）を拠出することを決定した。

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム（以下、「関係者フォーラム」）では、改正著作権法第 35 条運用指針（ガイドライン）の策定が進められた。補償金規程の認可申請は当初、2020 年 4 月を目標にしていたが、半年後の 10 月に繰り下げ慎重な検討が行われていた。しかしながら、2020 年に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に直面し、各教育機関の臨時休業等に伴い、文化庁より各権利者団体に対する教育機関の利用における配慮要請を受ける形で、3 月には急遽改正著作権法の前倒し実施に向けた動きが加速した（改正著作権法は 2020 年 4 月 28 日施行された）。

出著協には総会、理事会に加え、具体的な検討を進めるために運営委員会およびガイドライン WG が設けられ、積極的な検討が進められた。特に、改正著作権法の規定の解釈に関するガイドラインに関しては、出版界としての望ましい案についての考え方を当協会ウェブサイトにも掲載したが、これについては、関係者フォーラムで検討中の事項であるにも関わらず SARTRAS の構成団体がそのような案を提示することは教育現場に混乱を招くとして、一部の教育機関から懸念が表明され、関係者フォーラムも一時中断された。これに対して、SARTRAS および出著協から文書を公表し、中断している関係者フォーラム再開を教育機関側に依頼すること、ガイドライン検討部会を SARTRAS 内に設置することで解決した。

（４）複写問題

当協会ははじめ出版 7 団体（雑協、自然科学書協会、出版梓会、日本専門新聞協会、日本図書教材協会、日本楽譜出版協会）によって構成している、一般社団法人出版者著作権管理機構（以下「JCOPY」）では、JCOPY は教育関係者フォーラムや出著協にオブザーバーとして参加し、授業目的公衆送信補償金制度の運用に合わせて同時の実施が期待される教育機関向けのライセンス体制の構築に向けて、使用料規程の改定案を検討し、文化庁、関係機関等との折衝にあたった。また、世界複製権機構（IFRRO）の正会員として、欧州各国をはじめとする世界の主要複製権管理団体との双務協定締結に向けての準備を進め、今年度は英国 Copyright Licensing Agency、豪州の Copyright Agency との双務契約を締結した。

JCOPY の 3 月末現在の権利受託状況は、書籍 218,351 点、定期刊行物 920 点、委託者は 332 者となっている。また、電子化許諾を受けているのは、書籍 61,943 点、定期刊行物 536 点、委託者は 110 者である。

（５）その他経常的事項

出版物の貸与権の集中管理を行っている一般社団法人出版物貸与権管理センター（RRAC）の活動に、当協会から役員・委員等を派遣し協力した。また、「著作・出版権相談室」を月 2 回開設するほか会員等からの電話相談・問い合わせに応じた。その他、公益社団法人著作権情報センター（CRIC）、デジタル時代の著作権協議会（CCD）に役員・委員を派遣した。

3 再販制度の維持、流通改善の促進

公正取引委員会は、2001 年の再販存置決定後も、さまざまな形で出版業界等の流通改善・弾力運用状況について調査を行っている。本年度の著作物再販についての個別ヒアリングは、2020 年 2 月 19 日に行われた。

出版 4 団体で構成する出版流通改善協議会（相賀昌宏委員長）は、巻頭に業界で取り組む弾力運用等を掲載した『2019 年 出版再販・流通白書 No. 22』を 12 月に発行し、12 月 13 日に再販関連説明会を開催した。

流通委員会では、再販制度の弾力運用の一環として「期間限定 謝恩価格本フェア」を2回実施した（第31回＝4月19日から6月19日・参加92社、売上837万円、返品率28.6%、第32回＝10月25日から12月25日・参加95社、売上1,003万円、返品率13.3%）。30回、31回、32回と連続で過去最高の売上となり、32回は特に返品率も13.3%と大幅に改善された。

出版4団体で構成する出版再販研究委員会は、6月6日に開催され、再販事例についての研究等を行った。

出版輸送の現状は引き続き大変厳しいものがあり、本年度も雑誌を中心とした土曜休配日を増加させる措置が既になされており（次年度の土曜休配日も決定）、雑誌協会と取次協会の合同プロジェクトチーム（当協会はオブザーバー参加）では、発売日の変更も含め、流通改革に向けてのさまざまな検討が行われている。

また、今年度も引き続き業量平準化、計画的な書籍新刊送品のために、JPROへの近刊情報の登録を行うことにつき要請が行われ、各社で対応・協力した。

4 出版物のデジタル化の進展への対応

国立国会図書館への電子書籍・電子雑誌の制度収集に関して、有償で頒布され、あるいは著作権保護手段（DRM）付きで提供されている電子出版物の収集および同館内での利用に関して行われていた実証実験については、2019年1月から1年間の第二段階が終了した。これを受けて、第二段階実務者会議（田中敏隆議長）が2020年1月20日に開催され、第一段階と合わせると50か月に及ぶ実証実験の全体報告書案が示された。今後の進行としては、関係法規の整備を行い、最速では令和4年度以降に制度収集開始の見込みであると国会図書館から説明があった。

2019年7月5日に国立国会図書館の資料デジタル化関係者協議会が開催され、同館におけるデジタル資料の他の図書館への送信状況、事前除外手続き等についての報告があった。国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスに関する「事前除外手続」が例年通り、7月から11月まで実施された。オンデマンド、電子書籍を含め市場で流通している旨を公開情報によって確認できた場合や、著作者自らが配信を望まない旨を通知した場合等は、送信サービスの対象から除外される。

同館の納本制度審議会が8月5日に開催され、会長に斎藤誠東京大学大学院法学政治学研究科教授が選任された。納本制度審議会には、当協会から相賀昌宏理事長が委員として、樋口清一事務局長が専門委員として参加している。

5 文字・活字文化の振興、読書環境の整備の促進

（1）読書推進・図書普及

当協会など関係14団体で構成する「子どもの読書推進会議」（野間省伸代表）は、2000年の「子ども読書年」以降実施している絵本ワールド事業への協力を継続している。

今年度も、上野の森親子ブックフェスタが5月3日～5日に開催され、多くの読者を集めるなど、さまざまな読書推進活動が全国で定着してきている。当協会ではこれら関連団体のシンポジウム、ブックフェア、フォーラム開催等の読書推進活動に積極的な後援・協力を行った。

なお、文字・活字文化推進機構、読進協、子どもの読書推進会議、全国学校図書館協議会、国際子ども図書館を考える全国連絡会等、読書推進関係団体に当協会から委員を出し、出版業界の読書推進に寄与している。また、当協会の読書推進委員会では、読進協が主導する各行事に委員を派遣し、協力の強化とさらなる読書推進運動の充実を図っている。

（2）〈大震災〉出版対策本部の活動

〈大震災〉出版対策連絡協議会（運営委員・広報委員で構成）は必要に応じて会議を開催した。今年も昨年に引き続き台風大雨により甚大な被害が発生し支援対応について震災本部でも対策を検討し

たが、対応は各社に委ねることとされた。

震災本部の活動は縮小方向へ移行ということが前提にあり、本年度も昨年度とほぼ同様の活動を行った。

① 震災遺児へのクリスマス図書カードプレゼント（約 250 万円）

遺児 554 名に対し、未就学児・小学生には一人 3,000 円、中学生・高校生には 5,000 円の図書カードを配布した（2018 年度は 676 名）。本事業は 2020 年度まで継続し 10 年間で終える予定。

② 被災三県学校図書館支援（約 440 万円）

日図協、全国学校図書館協議会と協力し申請のあった小・中・高 17 校に図書カードを 420 万円分贈呈した（小学校 9 校各 20 万円、中・高 8 校各 30 万円）。

③ バススタディツアーの実施（約 10 万円） 35 名の参加

4 月 5 日（金）、6 日（土）の日程で釜石（桑畑書店、鶴住居復興スタジアム、鶴住居小学校）、三陸鉄道、陸前高田（市立図書館、伊東文具店、県立高田高校）、中尊寺等を 35 名で視察した。

12 月末の基金残高は、9,921,169 円であった。

（3）図書館との連携

図書館委員会の正副委員長と日図協の幹部を中心に、2015 年 1 月より「書協・日図協懇談会」を定期的で開催し、情報交換・共有の場として図書館界との関係強化を図っている。2019 年 6 月に日図協の役員改選が行われ、新理事長に青山学院大学の小田光宏氏が就任し、新体制のもと本懇談会を継続的に行っている。

6 月 10 日に、日図協が主催したシンポジウム「超高齢社会と読書 - 図書館の底力 - 生涯、社会と関わりながら生きていくために」が日比谷図書文化館にて開催され、これに協力した。本シンポジウムには、当協会図書館委員会委員の上田渉氏（オトバンク）も登壇し、図書館と地域社会、新たな読書ツール、図書館現場からの報告など多様な観点から議論が交わされた。

11 月 12 日（火）～14 日（木）の 3 日間、図書館界全体の交流・情報交換の場であり出版社等がそれぞれの商品や技術、活動を紹介する場である第 21 回図書館総合展がパシフィコ横浜にて開催され、153 社が出展、3 万人以上の来場があった。当協会は、相賀理事長が開会式にて挨拶を行ったほか、児童書共同ブースの出展（16 社が参加）、造本装幀コンクールの作品展示等を展開し、図書館界に向けて出版界の活動アピールを行った。また、図書館委員会委員長の成瀬雅人氏は、同展のフォーラム『ファンタジーの力』にて司会を務めた。

11 月 21 日（木）、22 日（金）に開催された第 105 回図書館大会三重大会（大会テーマ「令和の新時代を拓く図書館～常若のくからの発信～」）には、図書館委員会正副委員長 2 名と事務局が参加した。今年の大会は、6 年ぶりに東京以外での開催となり、一日目は全体会、二日目は分科会が行われた。第 12 分科会の「出版流通」では「図書館蔵書と書籍市場」が開催され、図書館における書籍の貸出が書籍の売上に与える影響についての研究報告がなされた。図書館委員会では、次年に和歌山県で開催される全国図書館大会にて行われる出版流通分科会への協力を進めている。

（4）造本装幀コンクール

当協会と一般社団法人日本印刷産業連合会が主催する「第 53 回造本装幀コンクール」は、5 月 29 日に審査会を行い、応募数 268 点の中から文部科学大臣賞をはじめ計 21 賞（20 作品、うち 1 点はダブル受賞）を選んだ。審査は、審査員長の柏木博氏（デザイン評論家）、審査員の浜田桂子氏（絵本作家）、読者代表として中江有里氏（女優・作家）、秋山伸氏（デザイナー）、濱崎実幸氏（装幀家）の 5 名のほか、主催・後援団体の委員が参加した。授賞式は 9 月 10 日、日比谷図書文化館で開催された。

展示は、神保町ブックフェスティバル期間中に合わせ、10 月 25 日から 27 日まで神保町の東京堂ホールで、入賞作品を含む全応募作品の公開展示を実施した。今回は、2002 年から 2006 年まで「造

本装幀コンクール」の審査員も務めた「装幀者」菊池信義と本をつくる人々を追ったドキュメンタリー映画『つつんで、ひらいて』とコラボ企画を実施し、東京堂ホールの展示会場にて、本作のプロモーションDVDの上映と監督の広瀬奈々子氏、装幀家・天野誠氏、北原栄治プロデューサーによる「本の装幀の舞台裏」と題したミニトークショーを行った。

その他の第53回の受賞作品の巡回展示は、例年の印刷博物館での「世界のブックデザイン2018-2019」(12月から翌年2月末)に加え、今年は、図書館総合展での展示(11月)、出版クラブライブラリーでの展示(11月から翌年1月)を行った。出版クラブライブラリーでは、「思いがけない本の奥行を発見する歓び」と題し、独自の7つのテーマに沿って受賞作品以外の作品も含めた27冊の書籍を展示した(新型コロナウイルス感染症の拡大により、印刷博物館の展示は約1か月短縮、2020年4月から5月に予定されていた奈良県立図書情報館での特別展は中止)。

2月にドイツ・ライプチヒにて開催された「世界で最も美しい本コンクール2020」では、第53回コンクールで文部科学大臣賞を受賞した「僕らのネクロマンシー」(NUMABOOKS刊)が銅賞を受賞した。今回で日本の書籍が受賞するのは4年連続となる。

(5) 図書館総合展

第21回図書館総合展(主催:同運営委員会)が、11月12日から14日にパシフィコ横浜にて開催され、児童書出版社16社による児童書共同ブースが初出展された。当協会は、斎藤健司読書推進委員会委員長、成瀬雅人図書館委員会委員長が中心となり、児童書出版社への出展の呼びかけ、出展説明会の開催等を行った。開催後の出展社アンケートでは、共同ブースの位置やレイアウト等の改善点が指摘された一方、来年に向けて出展に前向きな意見も多かった。2020年の図書館総合展については、新型コロナウイルスの流行状況に鑑み、2020年5月中に開催の可否について主催者から発表がされる予定である。

「第53回造本装幀コンクール」の受賞作20点(うち1点がダブル受賞)の展示を同展出版ゾーンにて展開し、出版文化・活動を図書館界に向けてアピールする場として活用した。

(6) 万引防止出版対策本部

当協会、雑協、取協、日書連、JPO、医書出版協会、日本図書普及(株)の7団体で構成する万引防止出版対策本部(特定営利活動法人全国万引犯罪防止機構内に設置)は、書店における万引き実態把握のための「書店万引被害実態調査」の実施、「万引き犯への損害賠償請求」推進のための普及啓発活動、万引抑制のための活動、メルカリ、Yahoo!(ヤフオク!)といった二次処分市場との連携を全国万引犯罪防止機構とともに取り組んだ。

(7) 読書バリアフリー法

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)が令和元年6月に成立し、それを受けて、10月に関係者協議会が設置され、国としての基本計画を検討してきた。同協議会には、当協会としては、障害のある人も健常者と同様に読書の機会が保障されることは必要であり出版界としてもできるだけ協力を行うとしつつも、継続的な対応を可能とするためには、①データの目的外使用等に関する懸念の払拭、②データ提供に係るコスト削減に向けた対応の必要性、③著作権者の許諾を得るための方策の実施等が条件となるとの意見を表明した。当協議会には書協から樋口事務局長が参加している。

当協会では、この検討の参考にするため、10月に専修大学の植村八潮教授の研究室と合同で、会員社をはじめとする出版社に、障害者向けの電子データの提供に関する実態調査を実施した。この結果では、同法に関心を持つ出版社が多く、アクセシブルな資料の作成に関しても約30%の社ではテキストデータの提供も可能と答える等、一定の理解を示す回答が相当数見られた。この基本計画の案が、2月26日に開催された同協議会の第5回会合でほぼまとまり、来年度早々にはパブリックコメントの募集が行われることとなった。

6 出版の自由と責任

出版の自由と責任に関する委員会（以下、「自由委員会」）は、言論・出版・表現の自由を確保する立場からメディア規制に対処し、青少年健全育成の観点から自主規制への取り組み等の活動を行った。

全国における出版物の販売規制関連では、2019年8月末までに全国のコンビニエンス・ストアでの成人誌（二箇所シール留め誌）の取り扱いが終了（継続して扱う店舗は全体の0.2%）した。これについては、各関係者と情報共有・情報交換を継続的に行っており、販売規制の対象となる出版物が不要に拡大しないよう自由委員会において注視している。

6月には、出版・人権差別問題懇談会主催の現地研修会「草津温泉とハンセン病に学ぶ」に自由委員会委員と事務局が参加し、国の政策による患者等に対する構造的差別の歴史、隔離施設での生活について当事者などによる研修を受け、出版・表現・報道活動の上で、差別の対象となった病気等を扱う際の課題について学んだ。

2月6日に神奈川県図書館関係業界協議会が開催され、当協会、雑協、取次会社、CVS協会等の関係者が出席し、各団体から自主規制の取り組みについて報告した。当協会からは児童書・図書館イベント等での読書推進活動への協力、海賊版対策に係る青少年等への啓発活動等の報告を行い、さらに、充実した読書環境の整備に向け、各関係団体との継続的な情報共有を求めた。

出版4団体で組織する出版倫理協議会には、矢部敬一委員長（創元社）、阪東宗文副委員長（暮しの手帖社）、進藤俊哉副委員長（光文社）、吉田仁副委員長（講談社）、中町英樹専務理事が出席した。出版ゾーニング委員会（片山等委員長）には、山形智子委員（特別委員）が出席し、出版物への「出版ゾーニングマーク」の表示要請について検討した。また、東京都の諮問候補図書類に関する打合せ会には、田近正樹（小学館）、宮地幸典（集英社）の両委員が出席した。

その他、月例懇談会や、9月に高知で開催されたマスコミ倫理懇談会全国大会（テーマ「伝えるのは、何のため、誰のため」）に参加し、「『ネットの自由』と著作権」、分科会では、当協会の委員が登壇し、海賊版サイトの現状や対策、著作権保護とネット上の表現の自由との関係等につき新聞や放送関係者とともに活発な討論を行った。

7 国際交流の推進

（1）アジア・太平洋出版連合

アジア・太平洋出版連合（APPA）の総会は、2019年には開催されず、また2020年5月にバングラデシュ・ダッカでの開催が予定されていた総会も新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止することが決定した。

（2）国際出版連合

IPA（国際出版連合）の年次総会は、フランクフルト・ブックフェアの期間中、10月17日に開催され、日本からIPA常任理事の干場弓子氏（書協国際委員会副委員長）のほか、山本憲央氏（同委員長）、樋口事務局長等が出席した。会議では、新会員団体としてガーナ、リビア、ロシアの各国出版協会の準会員としての加盟が承認され、また、コートジボワール出版協会が準会員から正会員への昇格が認められた。

また、役員等の改選では、会費総額の5%以上を支払っており自動的に常任理事選出が認められている協会のうち3か国の交代があり、さらに選挙による選考で、ナイジェリア、ブラジル、ケニア、アイスランドの4協会の代表者が選出された。

なお、2020年5月にノルウェー・リレハンメル市で開催予定だったIPA大会は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止することが決定した。

（3）国際ブックフェアへの協力

第71回フランクフルト・ブックフェア（＝FBF）が10月16日（水）から20日（日）まで、ドイツ・フランクフルト見本市会場において開催された。昨年までFBFの「日本ブース」の取りまとめは、出版文化国際交流会が行っていたが、同会が解散したことを受け、今年より当協会が「日本ブース」の運営を行った。今年の「日本ブース」は主要アジア諸国と欧州企業が出展する4号館1階に展開し、国内出版社等21社（新規出展6社）の出展に加え、商談用書籍を展示する「共同ブース」が設けられ17社89点を出品した。白木の木調をベースとし、日本の書店をイメージした「日本ブース」の外観は内外から好評であり、来場者への日本ブースのイメージ定着を図るため、このデザインを今後も踏襲することを検討している。日本ブースでは、コミックなどの堅調な人気のある出版ジャンル以外にも、実用書や旅行本、日本文化関連本、日本語教材等の出版物に対して大きな関心が示された。出展社からは、「充実した商談ができた」、「初出展であったが、自社のどのようなコンテンツに海外の出版社・読者が興味を持つのか新たな発見があった」等の声が寄せられ、海外における日本の出版コンテンツをアピールする場としての重要な役割が示された。来年は韓国、台湾、東南アジア諸国のブースと英語圏の出版社ブースが集う6号館の1階に展開する予定であるが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による、ドイツ国内の状況や主催者側の受け入れ態勢、また日本国内の出版社の状況を注視しながら出展について準備・検討を慎重に進めている。

（4）東京著作権説明会

東京著作権説明会（主催・同実行委員会）が10月31日および11月1日の両日、メディアドゥ本社ホール及び毎日ホール（東京・千代田区）にて開催され、当協会は本イベントの運営に協力した。日本から57社の出版社等が参加し、海外からは東南アジアを中心に出版社・エージェンツ約100名が来場し、日本著作権輸出を目的とした商談が行われた。2020年の開催に向けても当協会が協力する方向で進めているが、継続的な運営を実現するという観点から、運営体制の見直しが求められており、各関係者間で今後検討を行うことが予測されている。

（5）その他経常的な業務

国際委員会では海外からの要人が来日した際、委員会に招き意見交換を行ったり、外部のセミナー等に出席したりするなど、国際交流に努めている。また、国際出版ビジネスや世界の出版動向等についてのセミナー等も随時開催している。当年度はその一環として、以下のような会合等が開催された。

4月25日にカナダ大西洋州地域の出版協会（AMPA）の代表メンバーが訪日することを受け、在日カナダ大使館より日本の出版業界についての意見交換の場を設けたいとの要請があり、AMPAの幹部と事務局が日本の英語学習出版事情や同国の著作権法改正等について情報交換を行った。

7月19日、フランス大使館の書籍・グローバル討論会部門担当官が当協会を訪問し、2021年開催の日仏文化・芸術イベント「セゾン・フランセーズ」での両国出版文化を紹介する企画について、出版社有志と懇談した。そのキックオフとして、2020年5月3日から開催される「上野の森親子ブックフェスタ」にて、関連イベントを実施することが決定された（新型コロナウイルス流行の拡大により、同フェスタは中止が決定）。2021年のメインイベントの開催に向けては、引き続き当協会との協議を重ね準備を進めていきたいとの要請があり、当協会も協力する方向で進めていく。

11月26日、ベトナム出版協会が当協会を訪問し、樋口事務局長らと懇談した。ベトナム側から過去2回行った（2016年ホーチミン市、2018年ハノイ市の2都市でいずれも5月に開催）二国間の著作権商談会について、2020年にセミナーを盛り込む等発展させた形で開催したい旨要請があった（新型コロナウイルスの流行状況に鑑み、著作権商談会の開催は未定）。

12月12日、大韓出版文化協会のユン・チュルホ会長を含む7名が当協会を訪れ、相賀昌宏理事長、山本憲央国際委員会委員長、国際委員等と懇談した。ユン会長が、2020年6月24日から開催されるソウル国際ブックフェアへの来場を求め、相賀理事長が快諾した。引き続き開催された懇親会では、書協会員社や山東省出版集団が参加し、日中韓の出版人約40名が和やかな雰囲気の中で歓談した。なお、

新型コロナウイルス流行の影響により、ソウル国際ブックフェアの開催は延期されている（開催日は4月末現在未定）。

12月13日、山東出版伝媒股份有限公司の張軍監事会主席を含む山東省出版集団の7名が当協会を訪問し、樋口事務局長らと懇談した。

8 その他の経常的事業

(1) 生産・製作に関する事項

生産委員会では、7月17日にブックデザイン界の第一人者である装幀者・菊地信義氏のドキュメンタリー映画「つつんで、ひらいて」の試写会を開催した。本作は、装幀者・菊地信義氏を追ったドキュメンタリーであるが、装幀はもとより、紙の選択や印刷、製本に至るまでの過程にフォーカスした映画である。本作の配給会社より、公開前に広く出版業界の各関係者に周知したいとの依頼が当協会にあり実現した。当日は、会員45名が参加し、上映後、本作の広瀬奈々子監督、北原プロデューサーおよび配給会社担当者の3名によるトークショーと参加者との質疑応答が行われた。

(2) 研修事業に関する事項

研修事業委員会では、出版業界全体の活性化を図るため、研修会を開催している。

第49回「新入社員研修会」は4月10日と11日の両日開催され、40社127名が参加した。オプションの「ビジネスマナー研修」は9日に実施し、20社60名が参加した。新人研修は、1日目は橋田祐孝氏（日本経済新聞出版社）が、「これからの出版営業」をテーマに講義し、午後には日本出版販売王子流通センターの見学を行った。2日目は、三浦明紀氏（丸善ジュンク堂書店）が「書店の現場から」を、傳智之氏（技術評論社）が「売れる本を作るために編集ができること」、溝口敦氏（メディアドゥホールディングス）が「電子書籍流通について」それぞれ講義を行った。最後に、講義の振り返りとして、12グループに分かれて「（講義を受けて）これから自分が1年やっていきたいこと」、「本・コンテンツを読者に届ける方法」について話し合い、発表を行った。また、新入社員研修会のフォローアップ研修として、10月30日に凸版印刷・川口工場見学会を開催し、10社24名が参加した。

11月18日、11月25日に、23社37名が参加して、「本づくりの基礎講座」を開催した。講師は大西哲彦氏（編集者・エディトリアルデザイナー）で、本と文字と印刷の基礎知識、校正実習、文字組版と図版について、本づくりとDTPをテーマに2日間に分けて講義を行った。

その他、11月5日に、新経典の猿渡静子副総裁、張鋭氏、林雪梅氏を講師に招き、「中国出版市場の“いま”大手民営出版社・新経典が語る中国出版事情と日本のコンテンツを届ける方法」と題したセミナーを開催し、86社131名が参加した。

(3) 出版経理・税務等に関する事項

出版経理委員会は、返品調整引当金廃止に伴う今後の経理処理について、国税庁のウェブサイト掲載の「事前照会に対する文書回答手続に基づいて回答した事例」に収録されるよう手続きを進めていたが、当協会発行の『出版税務会計の要点』を改訂する際に、国税庁が該当部分の修正をすることで対応することとなった。改訂した『出版税務会計の要点』は2月に発行した。また、2月7日には、東京国税局の五十里秀一朗調査第四部長等を招き、「出版業の税務研修会」を雑協の経営管理委員会と共同で開催した。

また、2023年から導入されるインボイス制度により、免税事業者である著者等からの仕入税額控除ができなくなること（経過措置あり）、および消費税の総額表示の義務が免除される特別措置が2021年3月31日で終了することについて、1月と3月に財務省および国税庁と意見交換会を行った。

この他、「出版経理相談室」を設置し、税務・会計処理等について会員社等からの問合せに対応した。

(4) 国語問題に関する事項

文化庁の文化審議会国語分科会およびその下に設けられた国語課題小委員会に当協会から鈴木一行常任理事（大修館書店、国語問題委員会委員長）が委員として参加している。国語問題委員会は、3月26日に、文化庁文化部国語課の武田康宏国語調査官を招き、雑協・表記委員会と合同会議を開催する予定であったが、新型コロナウイルス流行の影響により中止となった。なお、今期の文化庁の国語小委員会では、昨年に引き続き「公用文作成要領の見直し」と「障害（碍）の表記について」検討が行われる予定である。

(5) 人事・総務等に関する事項

人事・総務委員会は、社会保険労務士を招き「雇用延長の現状と今後の見通し」について勉強会を実施した他、コクヨマーケティング㈱の協力により同社のライブオフィス見学会を実施し、「働き方改革とオフィスのあり方」「文書ファイリングのルール」等について、実践現場において実体験の機会を得た。同委員会小委員会では、働き方改革関連法の内容について確認し、小委員会各社の対応状況について意見交換を行った。

また、東京労働局の協力のもと、委員の他に会員も含めた「働き方改革法改正 - 時間外労働上限規制と年次有給休暇の5日取得義務化」について、セミナーを実施した。

さらに東京都の会員を対象とした、「東京都のテレワーク導入促進事業」を申請し、東京都所在の会員12社が参加した。

調査関係では、例年どおり「会員の賃金状況調査」を実施、また、独立行政法人労働政策研究・研修機構の「ビジネス・レーバー・モニター」に協力した。

Ⅲ 書籍データベースに関する事業

『これから出る本』は、当年度は23回発行した。続いている掲載点数および販売部数の減少を食い止めることに努めたが、結果としては、合計掲載点数は3,897点（前年度比6.7%減）、延べ社数1,163社（前年度比7.3%減）で点数・社数とも減り、1号当たりの平均販売部数も約10万6千部と前年度比で3.6%減少した。

当協会の書籍データベースを統合し、2019年3月に公開された出版書誌データベース（略称=Pub DB）は、電子書籍も含めた出版業界の書誌情報サイトであり、登録されているすべての書目を掲載し、出版書誌情報のアーカイブとしても機能している（Pub DBは、2020年3月に元のBooks.or.jpに名称を変更した）。また、3月からBooks PROが公開された。これは、重版情報やプロモーション情報などの販売促進情報も配信、ジャンルでの絞り込み、サンプル書影や試し読みなど、出版販売の現場のプロへ向けて近刊情報を総合的に提供するためのデータベースである。3月末時点でのBooks PROへの登録状況としては、配信点数では6,801点（2019年度3月末5,311点）でそのうち5,856点が読者用あるいは販促用の詳しい紹介が付されているもので、各出版社が活用していることが伺われる。登録率では3月期の取次搬入点数に占める割合で83.5%等となっている（委託配本分）。

Ⅳ 協会運営に関する事業

1 会員状況

3月31日現在の会員数は405者、都道府県別の内訳は、東京325、京都36、大阪21、神奈川5、奈良3、千葉・長野・滋賀・兵庫が各2者、北海道・宮城・新潟・愛知・岡山・広島・福岡が各1者となっている。

当年度の入会は、ごま書房新社VM、セブン&アイ出版、風鳴舎の3者。退会は、愛隆堂、きこ書房、黎明書房、おうふう、金園社、最新医学社、セブン&アイ出版、日本経済新聞出版社の8者であった。「賛助会員」は、3者となっている。

2 総会、役員会、監事による監査

令和元年度定時総会は6月13日に開催し、平成30年度事業報告・決算案、公益目的支出計画実施状況、役員を選任、定款の改定を原案どおり承認した。なお、定時総会に先立つ5月24日、平成30年度の業務執行状況・収支決算、公益目的支出計画実施状況等について監事による監査を実施し、この結果を総会で報告した。

報告事項としては、令和元年度の事業計画および予算について説明した。

当年度も、常任理事会、理事会を開催して協会の運営にあたり、評議会は定款に定める付議事項について審議した。なお、新型コロナウイルス対応により、例年より実施回数は減少している。

会議の開催状況は、次のとおりである。

常任理事会	4回
理事会	10回
評議会	1回

3 委員会・部会

当協会の事業遂行上、必要な事項の調査・研究を行い役員会の諮問に応えるため、14の常設委員会と2つの常設部会が活動した。

出版広報センターは、主として海賊版対策の法改正や普及啓発および消費税軽減税率の出版物への適用実現に向けての広報活動、授業目的公衆送信補償金制度の実現に向けた動きに関する情報共有等を行った。

当協会、雑協、出版クラブ、読進協の4団体によって構成される〈大震災〉出版対策本部は、被災地児童や震災遺児への図書カード寄贈、学校図書館支援等の活動を積極的に行った。

その他、前年度に引き続き関係団体と合同で組織する出版再販研究委員会、出版流通改善協議会、造本装幀コンクール実行委員会、出版倫理協議会、出版ゾーニング委員会、出版教育著作権協議会等が活動した。

当年度の常設委員会、特別委員会等の開催状況は次のとおりである。

	(回数)	(委員長等)
□流通委員会		野間 省伸
流通ワーキングプロジェクト	1	(座長) 成瀬 雅人
□生産委員会(含む、正副委員長会)	1	杉田 啓三
造本装幀コンクール審査会・実行委員会	2	
□研修事業委員会	1	富永 靖弘
□出版経理委員会	3	小野寺 優
□知的財産権委員会		
幹事会	1	井村 寿人
権利ワーキンググループ	4	(座長) 村瀬 拓男
□図書館委員会(含む、正副委員長会)		成瀬 雅人
書協・日図協懇談会	5	

□読書推進委員会（含む、造本装幀コンクール審査会・実行委員会）	2	斎藤 健司
□出版の自由と責任に関する委員会	1	矢部 敬一
□国際委員会（含む、海外出版人との懇談会）	1	山本 憲央
フランクフルト・ブックフェア事業（説明会・打合せ含む）	7	
□人事・総務委員会	2	佐藤 徹哉
小委員会	1	安部 英行
東京都テレワーク助成事業説明会	2	
□近刊図書情報委員会	1	南條 光章
□ブックフェア委員会	1	斎藤 健司
◇出版広報センター	1	宮原 博昭
事務局会議	10	高橋 明男
海賊版対策ワーキンググループ	10	（座長）伊東 敦
◇子どもの読書推進会議・総会	2	野間 省伸
◇出版流通改善協議会（含む、打合せ会、再販関連説明会）	2	相賀 昌宏
◇造本装幀コンクール実行委員会	1	
◇出版者著作権管理機構理事会・総会	3	相賀 昌宏
運営委員会（含む、小委員会、説明会）	27	金原 優
◇出版倫理協議会	5	山 了吉
出版ゾーニング委員会	5	片山 等
◇出版再販研究委員会	1	相賀 昌宏
◇著作物の教育利用に関する関係者フォーラム	6	（座長）瀬尾 太一 竹内比呂也
◇出版教育著作権協議会（打合せ含む）	3	（理事長）金原 優
運営委員会	14	
ガイドラインワーキンググループ	14	
◇流通改革プロジェクト（発売日・輸送合同プロジェクト）	9	（座長）酒井 和彦 菅間 徹

また、部会活動は以下のとおりであった。

○児童書部会		佐藤 潤一
児童書出版者・著作者懇談会	1	（座長）浜田 桂子 赤石 忍

以上のほか、各委員会主催の研修会、報告会、説明会、見学会等を行った。

児童書部会は、前年度に引き続き児童書出版者・著作者懇談会（児童書懇）の開催や、11月に開かれた図書館総合展における児童書共同ブースへの協力の他、著作権侵害事案への対応等の活動を行った。児童書懇では、児童書の二次（的）利用における権利処理の課題や、読み聞かせに関わる著作権問題等について意見交換を行った。

4 会員説明会

第71回フランクフルト・ブックフェアの日本ブース出展説明会を2019年3月25日に開催した。今年度より、従来の出版文化国際交流会に代わり当協会が取りまとめを行うこと（㈱トーハンに業務委託）、オールジャパンの統一イメージでアピールを図ること、国の助成金を得ることで出展費用の

負担軽減を図ること等を説明した。説明会には約 50 社の出版社が参加した。

JCOPY は、7 月 12 日に京都、同 24 日及び 26 日に東京で委託者を対象に説明会を開催し、授業目的の公衆送信補償金制度の運用開始に向けて、教育目的での出版物の利用に対する使用料規程改定の方針について説明した。説明会では、当協会・樋口事務局長が著作権法第 35 条のガイドラインの検討状況について説明した。

9 月 27 日に、ロンドン・ブックフェア説明会を開催し、11 社 13 名が参加した。Reed ISG ジャパンからブックフェアの概要について説明があり、出展ブースについて複数の料金プランが示された。様々な意見が出され、それを受けて再度折衷案を提案してもらうこととした（最終的には、共同ブースへの出展社が今回は集まらず、共同ブース設営は中止となった）。

10 月 8 日に、当協会会員社を対象とする「働き方改革の取り組みに係るセミナー」が東京労働局の主催で開催され、60 名が参加した。4 月に施行された「働き方改革関連法」の概要が説明された。

12 月 13 日には、出版流通改善協議会による「再販関連説明会」が開催され、約 140 名が参加した。「2019 年 出版流通・再販白書 No. 22」の説明に続き、日本出版取次協会の田仲幹弘理事（トーハン）から、出版物流・輸送会社を取り巻く状況についての説明がなされた。

2 月 7 日には東京国税局から講師を招いての恒例の出版業の税務研修会が雑協との共催で行われ、約 180 名が参加した。内容は、①最近の税制改正事項等における留意点、②消費税の軽減税率制度（インボイス制度を含む）の概要、③原稿料等の報酬・料金に関する源泉課税の留意点、④e-Tax について解説が行われた。

3 月 5 日には、第 72 回フランクフルト・ブックフェアの出展説明会を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止し、昨年の出展社を中心に個別に説明ならびに出展募集を進めた。

5 支 部

大阪・京都両支部は、支部会員間および本部との連絡・運営にあたった。

大阪支部では、毎月、大阪出版協会理事会と併催で幹事会・例会を開催した。出版業界の現況を知るため、資料を配布するなどし、流通問題、教育のデジタルコンテンツ等をはじめとして出版業界の問題点の共有を図った。また、12 月 4 日に大阪出版協会との合同懇親会を日本橋とり鹿において開催した。

京都支部では、一般市民を対象とした読者謝恩と支部会員紹介の集いである「第 16 回文化講演会」を、11 月 9 日に京都御室の名刹・仁和寺の御室会館大広間で開催した。講師は前総本山仁和寺門跡で前真言宗御室派管長の立部祐道師。演題は「ただ一心に咲く - 桜が教えてくれる人生で大切なこと -」で、みずから草木を愛で古刹を守る立部師が、人生を前向きに生きるための智慧と「幸せの極意」を説き明かした。約 170 名の参加者は立部師の話に非常に感銘を受け、「風のおい、水のおい」や小さな自然の出来事をどう感じて生きるのかを考えさせられたと感想を述べていた。また、講演会の前後には仁和寺御殿の見学会も開き、晩秋の仁和寺の風情と門跡寺院の格調の高さを満喫していた。

京都・大阪支部合同例会が 11 月 1 日京都市霊山歴史館で開催された。杉田啓三京都支部長（ミネルヴァ書房）の挨拶に続き、相賀理事長が出版物流問題を中心に、いま出版界の直面する諸問題について講演を行った。中町専務理事からは著作物の教育利用に関する著作権法改正への対応、海賊版問題などの報告があった。

本年度は大阪支部・京都支部合同研修会として下記のテーマで開催した。多数の参加があり、盛況であった。

◇「働き方改革法と実務対策」 講師：川端重夫氏（川端社会保険労務士事務所所長）

日時：2020 年 1 月 23 日 会場：ヴィアーレ大阪

大阪支部長は矢部敬一副理事長（創元社）、京都支部長は杉田啓三常任理事（ミネルヴァ書房）がそれぞれ務めた。3月31日現在、大阪支部会員25社、京都支部会員38社。

6 会報、広報、その他刊行物

当協会の諸活動を定期的に会員に連絡するため、会報『書協』（月刊、B5判、4～18頁）を発行している。送付先は、会員の代表者、各種委員会委員のほか、関係官公庁、関係団体、マスコミ・業界関係紙誌等で毎号1,200部を配布したほか、当協会会員専用ページにも掲載している。他に個別問題ごとの文書を作成し、会員への情報提供を図った。また、出版界の情報を幅広くPRするために『出版広報』をPDF版（月刊、A4判、2～4頁）で当協会ホームページに掲載している。内容は出版関連のトピックスや業界催事、当協会の活動紹介、最新の出版統計等。『出版広報』刊行を通知するメールを、毎月初めに一般マスコミを中心に業界紙誌、関連団体および当協会会員等に現在約2,400通配信している。また毎月半ばに、主に当協会の活動について紹介するメールマガジン『書協 News Letter』を会員社限定で約2,200通を送信している。

新入社員用テキストとしては、『本づくり』、『出版営業入門』、『出版社の日常用語集』、著作権関係で、『出版契約ハンドブック』、『翻訳出版の手引』、『外国語版出版・国際共同出版マニュアル』、税務関係で『出版税務会計の要点』を刊行している。このうち、『翻訳出版の手引』、『外国語版出版・国際共同出版マニュアル』は電子版も発行している。なお、『税務会計の要点』を2月に、『本づくり』を3月に、紙版で発行した。

7 会員向けサービス

事務局内に立ち上げた「協会改革プロジェクト」での議論に基づき、会員社を一層支援し、「書協に入ってよかった」と思える施策の提供をすることとし、今年度も引き続き、①社内研修講師派遣制度（著作権関連）、②幹部向けビジネスコーチング、③書協代理店・代行機能、④新会員紹介制度、⑤会員社の事業承継問題に対応するための経営相談室の各サービスを提供した。

次年度については、会員間での周知を図り利用者増加に努めるとともに、サービス内容の充実に引き続き努力していく。

8 コミュニケーション、親睦と福利の増進

当年度は、定例の会員説明会等の開催に加え、〈大震災〉出版対策本部や出版広報センターのPR活動に協力した。

また引き続き、契約書ヒナ型、電子出版対応契約書ヒナ型、意見書・要望書等の掲載、会報、出版広報、『An Introduction to Publishing in Japan』の書協ホームページでの全文掲載等、内容の充実を図るとともに雑協・書協50周年事業の成果である『WEB版50年史』、『デジタル版日本出版百年史年表』も無料公開している。

会員社とのコミュニケーションを図り、有益な情報提供を行うため、会員向けに毎月1回のメールマガジン『書協 News Letter』の発行を行っている。また、ホームページの充実と迅速な情報提供に努め、電話やメールによる問合せに適切に対処した。

9 関係官公庁および関係団体との連携

当協会は出版界を代表して、政府機関等の各種審議会等に委員を派遣している。その他、多くの機関・団体等に役員または委員等を派遣、構成・参加団体となり、協力・連携して当協会の目的・事業の実現および関係方面に対する出版界の意見の反映・調整を図っている。

また、出版関係業界の産業団体、さらに各分野の著作者団体、著作権管理団体をはじめ、図書館、

マスコミ団体等と、機会あるごとにさまざまな問題で緊密な連絡を保っている。

当協会所管の文化庁、文部科学省はじめ、財務省・国税庁、外務省、経済産業省、公正取引委員会、国立国会図書館、東京都など、多くの官公庁と緊密な連絡に努めた。

10 その他

10月4日、第51回出版平和堂出版功労者顕彰会（野間省伸会長）が箱根の出版平和堂で行われ、相賀理事長等が参列した。出版社関係の新顕彰者は5名であった。

年度末の事務局体制は、事務局長等管理職4名、一般職6名、再雇用契約職員1名である。

以上

（事業報告に関して、一般社団法人および一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定されている附属明細書により、その内容を補足すべき重要な事項はなく、附属明細書は作成していない。）